

旧優生保護法下における強制不妊手術について考える 議員連盟（仮称）

設立趣意書（案）

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法によって、約25,000人が手術を受け、そのうち約16,500人が本人の同意なしに強制不妊手術を受けたことが判明しました。この手術は、最年少では9歳から行われ、障がい者であることを理由に、厳正な手続きも経ていない事例が含まれています。

ナチスドイツの断種法を参考にしたという、優生思想に基づく旧優生保護法は1996年に優生思想に基づく条文を削除するなどの改正を行った上、母体保護法と改められました。しかし、優生手術を強制された被害者にとっては、結婚が破談となった方や、子どもを産み、育てるという夢を奪われた方、今でも健康被害を訴える方もいます。これらの行為は基本的人権である自己決定権や幸福追求権（憲法13条）に対する侵害であることは明らかです。国からの正式な謝罪もなく、補償なども行われていません。

当時の手術の実態は明らかになっておらず、資料の保存もずさんなままです。これ以上、被害者の方々を苦しめ続けてはなりません。人としての尊厳を守り、人権を回復していくためにも、支援を検討する必要があります。

そこで、超党派の議員連盟を設立し、①実態調査やヒアリングを行い、②被害者の方々、当事者団体、市民団体のみなさんと議員による連携・協力を進め、そのなかで③具体的な支援の仕組みを検討し、活動していく所存です。

2018年2月吉日

- 添付：
1. 入会申込書
 2. 設立總會のご案内
 3. 規約

優生保護法

昭和23年7月13日
法律 第156号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2. この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第2章 優生手術

(医師の認定による優生手術)

第3条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神障害者又は精神薄弱者については、この限りでない。

- 一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの
- 二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神障害、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの
- 三 本人又は配偶者が、顕性疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞のあるもの
- 四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を

及ぼす虞のあるもの

五 現に教人の子を有し、且つ、分統ごとには、母体の健康度を著しく低下する虞のあるもの

2 前項第4号及び第5号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

3 第1項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができなるときは本人の同意だけで足りる。

(審査を要件とする優生手術の申請)

第4条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

(優生手術の審査)

第5条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定してその結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第6条 前条第1項の規定によって、優生手術

を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から2週間以内に、公衆衛生審議会に対して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

3 前2項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を經由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

(優生手術の再審査)

第7条 公衆衛生審議会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第8条 第4条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は公衆衛生審議会に対し、第5条第1項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

(戻の提起)

第9条 公衆衛生審議会の決定に対して不服のある者は、その取消しの訴を提起することができる。

(争訟の方式)

第9条第2 第5条第1項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第6条及び前条の規定によることよってのみ争うことができる。

(優生手術の実施)

第10条 優生手術を行うことが適当である旨の

決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第5条第2項の医師が、優生手術を行う。

(費用の負担)

第11条 前条の規定によって行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県の交付とする。

2 前項の費用は、国庫の負担とする。

(精神病者等に関する優生手術)

第12条 医師は、別表第1号又は第2号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかっている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第20条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合)又は同法第21条(市町村長が保護者となる場合)に規定する保護者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第13条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のため必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があったときは、優生手術を行うことができる。

第3章 母性保護

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第14条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神障害、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

論 題

優生保護法提案の趣旨と本法の運営法

幸徳秋水 櫻葉博士 谷 口 彌 三 郎

第一、提案の趣旨

我が國は我戰の結果、四割弱の國土を喪失せり、人口は既に八千萬に達せんとし、而かも昨年度に於ては出生数は三七一萬餘、死亡数は一一五萬餘にして人口の自然増加は約一五六萬に及ぶ状況なるを以て、此の分で進むと昭和二十八年度には八千七八百萬に達する計算なるので、食糧不足は益々深刻なることが明かである。随つて之れが対策として考へられることは先づ移民であるが、之れは如何に遂行してみたとこゝで一昨年百萬人以上の移民といふことは望み得られない。次ぎには食糧の増産であるが、我が國の耕地面積は百萬町畝程度であるから、六千萬人位迄なら今の總で受け得られども八千萬人ともなれば、たとへば利権的に増産を圖らなければならず而かもそれ以上は絶對に不可能であるといふから、さうなれば勢ひ外國からの輸入を藉に保つて置か無いらのであるが、それには又物資の交流を阻するの意思もあつたはいかない。随つて最後の対策として、人口増加の制限、出生の制限を有る以外に無いが、之れはへたにすると優秀人類のみがこれを行ひ低劣者が有はないう結果、民族の進歩を來す虞がある。随つてさうした素質の低下を防ぎ、出生の制限に努むるは優生保護法を制定

して之れを加強する以外に方法を無いとの見解が本議案を提案した次第である。本法によつての人口増加抑制に於ての主要の方法で目的を達成しようと考へて居る。即ち

その一は不良分子の出生防止であつて、従来の國民優生法にも此の目的の項目は幾らに成つたが、任意罰種を多つたを以て効果を乏しに終つてゐる。随つて今回提案の優生保護法に於ては其の第三條に於て任意の優生手術を認むると同時に第四條乃至第七條に於て強制手術を行はしめ、尚第十二條に於ては任意罰種を行ひ得る者の一部には任意の人工授精中絶をも許してゐるのである。之れによつて不良分子の出生を防止するやうにしたのである。

その二は愚性保護の點から合法的人工妊娠中絶を許したことで、舊來の國民優生法では愚癡の生命を救助する以外の場合に於ては中絶を嚴禁し、而かも愚性救助の場合にしては他の醫師の同意を要する規定と複雑な方法を以てしきりと人口増加に努めてゐたのであるが今回は新憲法の趣に前にも母體保護といふ點に留意を置いて、法的に人工流産を認めたのである。

その三は優良な結婚相手を認めて、向所に於て優生精神の相繼に應ずるやうに奨励制に對しても奨励を積極的に行はせようとする點にある。

以上の三つの趣旨から、本法の趣旨は、(一) 優生精神の相繼に應ずるやうに奨励制に對しても奨励を積極的に行はせようとする點にある。

第二、運営の方法

優生保護法は七月十三日公布となり、九月十一日をも實施せらるゝので、其の趣旨に本議案の趣旨を徹底して行はせようとする。本法は、(一) 優生精神の相繼に應ずるやうに奨励制に對しても奨励を積極的に行はせようとする點にある。

(一) 優生精神の相繼に應ずるやうに奨励制に對しても奨励を積極的に行はせようとする點にある。

(二) 優良な結婚相手を認めて、向所に於て優生精神の相繼に應ずるやうに奨励制に對しても奨励を積極的に行はせようとする點にある。

(三) 愚性保護の點から合法的人工妊娠中絶を許したことで、舊來の國民優生法では愚癡の生命を救助する以外の場合に於ては中絶を嚴禁し、而かも愚性救助の場合にしては他の醫師の同意を要する規定と複雑な方法を以てしきりと人口増加に努めてゐたのであるが今回は新憲法の趣に前にも母體保護といふ點に留意を置いて、法的に人工流産を認めたのである。



本人同意なく手術

中 偽りの台帳

強制的に人格を無視

「お姉さん、何運んでいくー」。宮城県内の自宅で厚食の支度をしながら、佐藤由美さん（60代、仮名）が同居の義姉路子さん（同）に元気良く声を掛ける。「お茶わん頼むね」と路子さん。実の姉妹のように仲の良い2人は、国と闘う同志でもある。

由美さんは、1歳で受け口蓋裂手術の麻酔が原因とみられる重度の知的障害があり、込み入った会話は難しい。30日、旧優生保護法による不妊手術の補償を国に求める全国初の訴訟を仙台地裁に起す。意思をうまく伝えられない由美さんに代わり、路子さんが支え続けて提訴に至った。

県内の公立病院で不妊手術を受けた。路子さんがその事実を知ったのは1975年に嫁いできた直後。風呂に入る由美さんに、へその下から縦に10センチ超の傷があるのを見つけた。

義母から不妊手術による傷だと説明されたが、詳細は分からずじまい。義母は2年前に亡くなり、手術の理由を知る人がいなくなった。「なぜ手術する必要があったのか」。疑問が常に頭を離れなかった。

2015年、強制不妊手術を受けた。台帳と違う。

「遺伝性精神薄弱」。申請理由の欄に、そう記されていた。由美さんの障害は口蓋裂手術が原因で、他に精神障害のある親族もいない。併せて請求した医学判定記録の成育歴には、遺伝性貧血は「陰性」と明記されている。

「台帳と違う。」



全部うそじゃないか。憤りを感じた。由美さんは22〜23歳の頃、地域の知り合いを通じて縁談話が持ち上がったが、子どもが産めないことを理由に破談になった。30歳前には卵巣腫瘍で右卵巣を摘出。医師には不妊手術が原因となった可能性を指摘された。「妹は卵巣摘出まで日常的に『おなか痛い』と言っていた」と振り返る。

「問題は本人の同意なく強制的に、未成熟の段階で手術されたことだ。人権無視以外の何物でもない」と語る路子さん。「裁判を通じて実情を訴え、障害者が生きやすい社会につなげたい」と誓う。

国と闘う由美さん（右）と路子さん。優生手術台帳（手前）には手術理由が「遺伝性精神薄弱」と記されていた



子ども欲しかった

下 消えぬ差別

障害者との間また高い壁

使い古された2003年版の茶色の手帳。11月のページを開くと、26日の欄に鉛筆で書いた「手術」の二文字がある。避妊のためのパイプカット手術を受けた日だ。

「子どもが欲しかった。だから結婚もした。手術は自分に対する殺人行為だ。忘れられるはずがない」

岩手県に住む高橋功さん（60代、仮名）は、兄弟から精神障害を理由に手術を迫られた。優生保護法が母体保護法に改定され7年がたった。

母体が営む酒店の手伝い、機械を使ったプレス作業、役所の臨時職員、季節工…。生活のため、入退院

母体保護法 旧優生保護法が目的として定めていた「不良子孫の出生防止」が障害者差別に当たるとの強い批判を受け、同法を改定する形で1996年に制定された。「目的」の条文から優生思想に基づく部分を削除したほか、知的障害や遺伝性疾患を理由に認めていた本人の同意に基づかない不妊手術など、優生思想に関連する規定も全て除かれた。

「障害者には子どもを育てられないという考えが絶対にあつたはずだ」と押し返す。

高校3年の時、統合失調症を発症。いじめなどが原因で幻覚を見始め、入院を余儀なくされた。高校卒業後は県内の大学に進んだが、なじめなかった。病状が不安定になり、半年もた

たず退学した。母親が営む酒店の手伝い、機械を使ったプレス作業、役所の臨時職員、季節工…。生活のため、入退院

を繰り返しながらできる限りの仕事に就いた。40代の時、当時勤めていた製作所で出会った女性と結婚を考えた。女性は統合失調症を患い、似た境遇。女性の両親も了承し、1995年に同居を始め、97年



避妊手術を強制された男性。当時の手帳（手前）には手術日が記されている

「子どもはつくるな」「籍は入れるな」。幸せな家庭を築こうとした矢先、兄弟

「パイプカットしないと一生入院させる」。披露宴から6年後、入院先で兄弟

「子どもはつくるな」「籍は入れるな」。幸せな家庭を築こうとした矢先、兄弟

「パイプカットしないと一生入院させる」。披露宴から6年後、入院先で兄弟

「子どもはつくるな」「籍は入れるな」。幸せな家庭を築こうとした矢先、兄弟

「パイプカットしないと一生入院させる」。披露宴から6年後、入院先で兄弟

「子どもはつくるな」「籍は入れるな」。幸せな家庭を築こうとした矢先、兄弟

「パイプカットしないと一生入院させる」。披露宴から6年後、入院先で兄弟

「子どもはつくるな」「籍は入れるな」。幸せな家庭を築こうとした矢先、兄弟

「パイプカットしないと一生入院させる」。披露宴から6年後、入院先で兄弟

「子どもはつくるな」「籍は入れるな」。幸せな家庭を築こうとした矢先、兄弟

「パイプカットしないと一生入院させる」。披露宴から6年後、入院先で兄弟

「なさい」と迫った。盛岡市の病院に移り、病室を訪れた兄弟夫婦と母親に無理やり同意書に印鑑を押させられた。

2003年11月26日。車いすに乗せられて手術室に入り、局所麻酔をかけられた。暴れると、もっとひどい仕打ちを受けると思い、抵抗しなかった。「障害者は結婚も子どもをつくることも許されないのか」。絶望した。

男性は今、生活保護を受けながら一人で暮らす。宮城県の佐藤由美さん（60代、仮名）が国に補償を求めて提訴することは知っている。被害者は声を上げるべきだし、国と闘うべきだと思っ一方で、自分は優生保護法に基づいて手術されたわけではない。常に「救われたい」との思いに駆られる。

「法律が変わったのに、手術を強いられたのが悔しい。障害者と障害者の間には、また高い壁がある」



幸せも夢も無駄に

① 葬られた生

命ある限り被害訴訟を

旧優生保護法下で強制不妊手術を受けた宮城県60代女性が30日、国に補償を求める全国初の訴訟を起す。本人の同意のない手術により全国で約1万6500人、宮城県で約1400人が子を持つ人生を一方的に奪われた。母体保護法への改定後、障害を理由に手術を強いられた人もいる。備見への恐怖でこれまで声を上げられなかった東北の被害者の実態から、今なお残る優生思想の陰を探る。(報道部・黒山真)

愛宕橋(仙台市太白区)

を越え、路地に入った先に駐車場が広がる。ここには1962年6月から約10年間、宮城県が運営する強制不妊手術専門の診療所があった。「何も知らされず子どもを産めない体にされた。人生が全て無駄になった」飯塚千鶴子さん(70代、仮名)は16歳の時、卵管を縛る手術を受けた。軽度の知的障害を示す「魯鈍」が理由。「遺伝性の障害はなかったのに」。今でも怒りで声が震える。

7人きょうだいの長女として県沿岸部に生まれた。父親が病弱で家庭は貧しかった。民生委員から「生活保護を受けているなら、優生手術を受けなさい」と、たがめな説明をされ、中学3年の時に仙台市内の特別支援学校に移された。卒業後は知的障害者の職

訓練をする職の下、住み込みで働いた。「他人の子だから憎らしい」。背中に馬乗りになった職親の奥さんに言われた。ある晩、つらさのあまり逃げ出したが、すぐに連れ戻された。

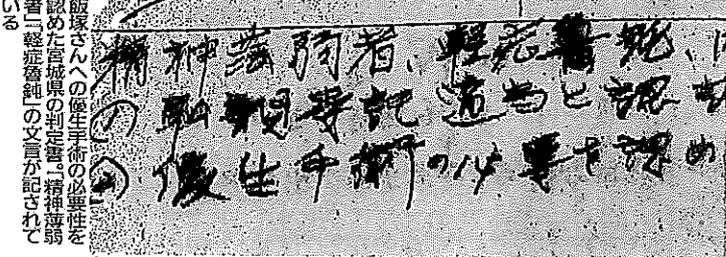
63年1月、県の精神薄弱更生相談所(当時)で知能検査を受けさせられた。判定書は「身体的異状認めず」「態度良好」とする一方、「優生手術の必要を認められる」とも記載。間もなく、行き先や目的を告げられないまま奥さん

愛宕橋を渡った。診療所には、なぜか父親もいた。言葉も交わさず病室に入ると、注射を打たれた。気が付くと病室のベッドで寝ていた。その間の記憶はない。後日、実家で偶然、両親の会話を聞き、子どもを産めない体になったと知った。

「強制的な手術」不良な孫の出生防止を目的に1948年施行の優生保護法の下、母体保護法に改定される96年まで実施された。優生保護法4条は遺伝性疾患を持つ患者を、報道関係者の発表が認めれば本人の同意なく不妊手術をせよと規定。12条は重度の障害以外、保護者の同意や療養会の決定が必要と規定された。53年の国の通達で、手術のために麻酔薬や鎮静剤の使用、被害者をなます手術も認められた。



かつて診療所があった場所を指し示す飯塚さん。建物は消えても、手術の記憶は残っている。



飯塚さんへの優生手術の必要性を認めた仙台裁判所の判決書「精神薄弱者」(経産省)の文言が記されている。

悔はない。後日、実家で偶然、両親の会話を聞き、子どもを産めない体になったと知った。生理のたびに耐え難い激痛に襲われた。仕事もままならず、介護職の夢も断念した。卵管の糸をほどくため東京都の病院を回ったが、縛るよりはるかに難しく、無理だった。子どもは諦めきれず、23歳の時に養子をもらった。「国に補償と謝罪を求め」と決意し、20年ほど前に名乗り出た。日弁連に人権救済を申し立てるなどしたが、国は「当時は合法」の一点張り。他に訴え出る仲間も現れず、独りで声を上げ続けた。

昨年7月、宮城県在住の佐藤由美さん(60代、仮名)が被害を公表した。「新しい人に出てきてほしいが頭張りが続いた。涙が止まらなかった。由美さんは30日、国に補償を求める全国初の訴訟を起す。自分は訴訟に参加できない。手術理由などを記した「優生保護申請書」を県が焼却処分し、証拠がないためだ。左胸には乳がんを抱えるが、訴訟に懸ける思いは誰よりも強い。「人生を奪った国はきちんと責任を取るべきだ。自分が死んでも被害者が国を追及できるように、命ある限り被害を訴える」

「16面に関連記事」